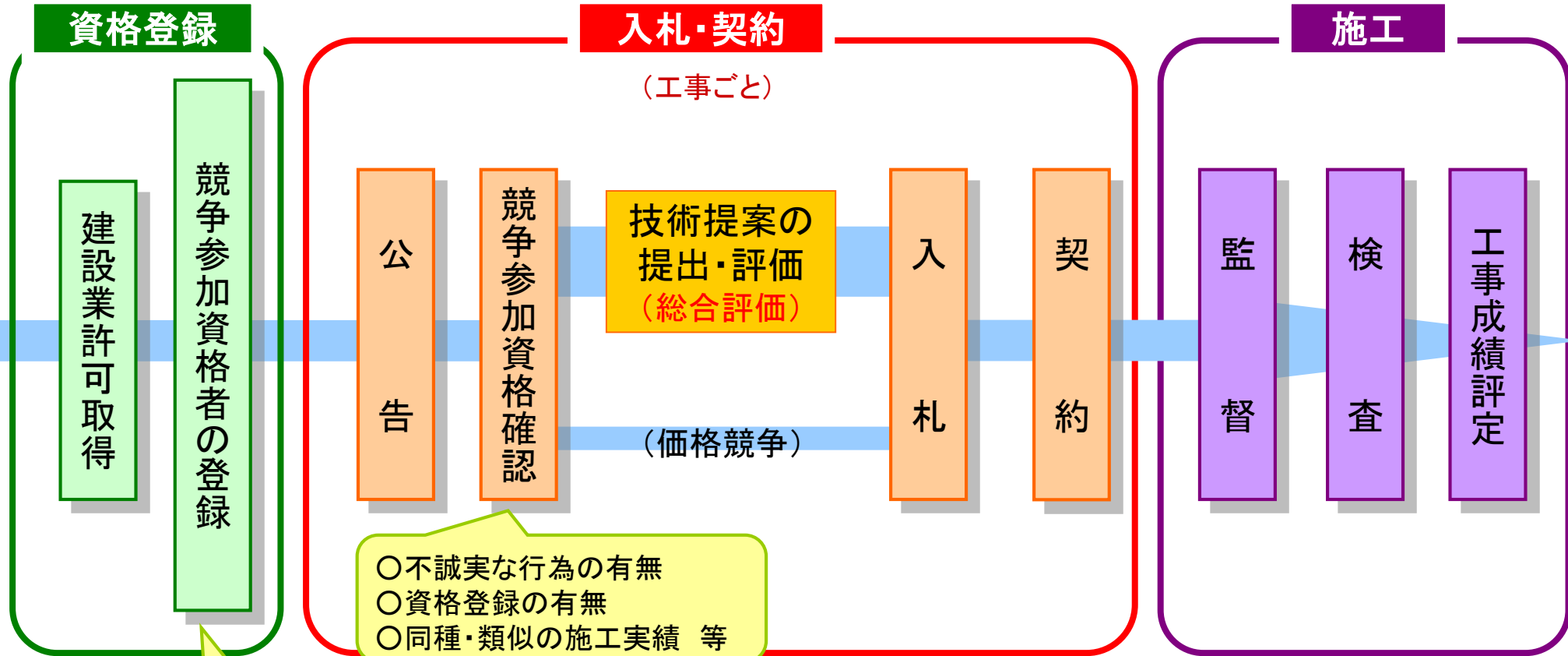


一般競争入札参加資格

公共工事における入札契約の流れ(概要)



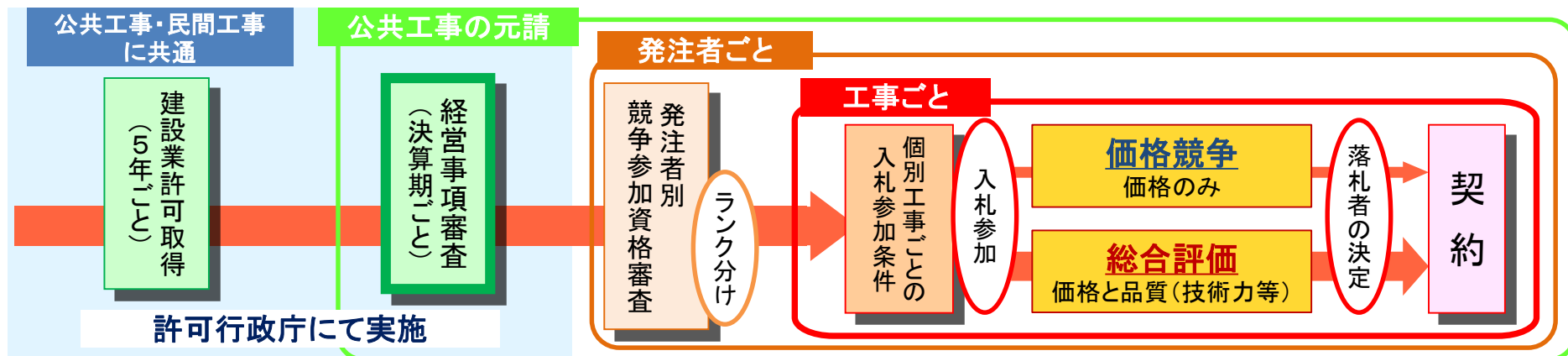
○21工種に登録。
工種によっては複数に
ランク分けを行う。

表 工種一覧(国土交通省直轄工事※港湾空港除く)

1 一般土木工事	8 暖冷房衛生設備工事	15 グラウト工事
2 アスファルト舗装工事	9 セメント・コンクリート工事	16 杭打工事
3 鋼橋上部工事	10 プレストレスト・コンクリート工事	17 さく井工事
4 造園工事	11 法面処理工事	18 プレハブ建築工事
5 建築工事	12 塗装工事	19 機械設備工事
6 木造建築工事	13 維持修繕工事	20 通信設備工事
7 電気設備工事	14 河川しゅんせつ工事	21 受変電設備工事

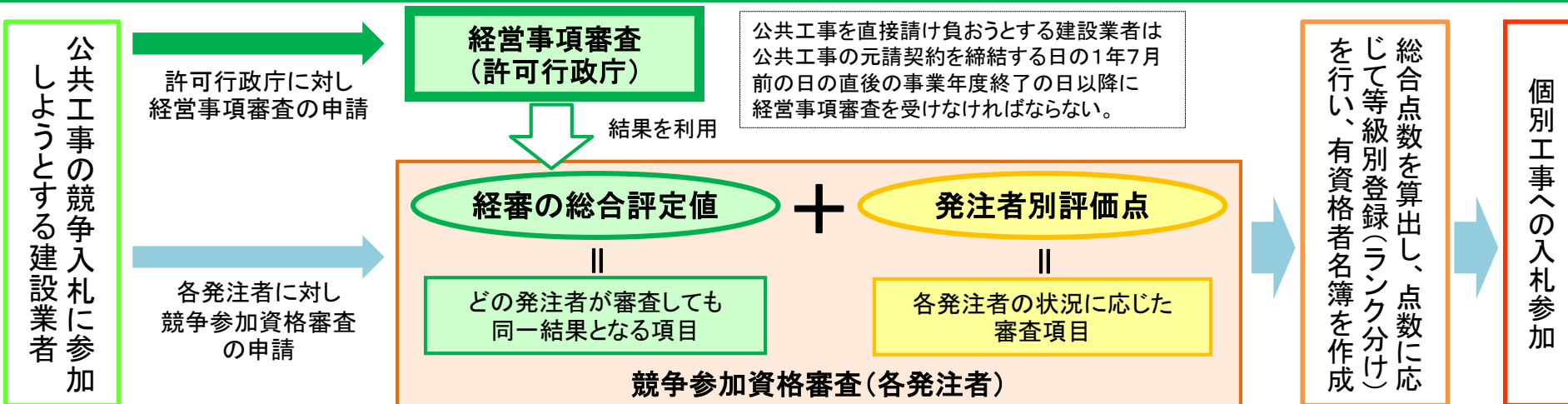
(:複数ランクのある工種)

経営事項審査の位置づけと概要



経営事項審査の意義(発注者のランク分けの基礎資料)

- 各発注者がランク分けで審査する事項のうち、基本的にどの発注者が審査しても同一結果となる事項について、許可行政庁が全国統一の客観的な指標で一元的に評価
→ **ランク分けの透明性・公平性の確保に寄与**
- 審査結果は、どの発注者でも利用可能であり、発注者ごとの審査事務の重複・負担を大きく軽減
→ **発注者・受注者双方の利便に貢献**

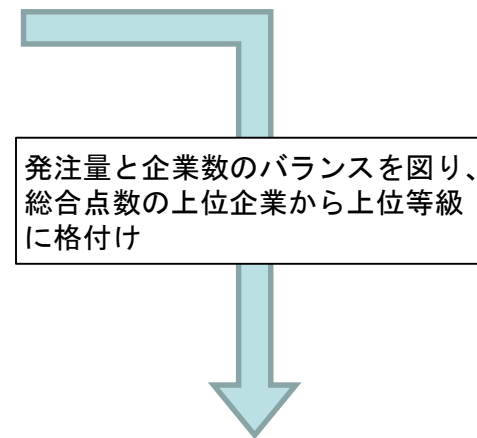


- 公共工事では、「一般土木」などの工種ごとに等級区分(ランク)を設け、2年に1度、経営力と技術力をもとに企業の格付けを行い、ランク別に発注することを原則としている。
- 該当ランクは、経営事項審査(客観点)と技術評価審査(主観点)の合計点数で判断。

経営事項評価点数 + 技術評価点数 = 総合点数

$$\text{経営事項評価点数} = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

経営規模	X ₁	①完成工事高(許可業種別)	その他審査項目 (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業継続の状況 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国際標準化機構が定めた規格の取得の状況 ⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況
	X ₂	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益			
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量			
技術力	Z	①元請完成工事高(許可業種別) ②技術職員数(許可業種別)			



$$\text{技術評価点数} = \text{【換算係数 } \alpha \text{】} \times \text{【技術評価点素点】} ^{\text{【べき乗処理 } \beta \text{】}}$$

【技術評価点素点】=

<直轄工事の受注実績>

$$\sum \{ (\text{【成績評定】} - 65) \times \text{【技術的難易度】} \times \text{【災害対応実績係数】} \times \sqrt{ \text{【工事規模】} \times \text{【総合評価】} \times \text{【部局係数】} \times \text{【調整係数】} \times \text{【直近係数】} } \}$$

<総合評価方式への参加実績>

$$+ 0.5 \times \sum \{ \text{【技術的難易度】} \times \sqrt{ \text{【工事規模】} \times \text{【総合評価】} \times \text{【部局係数】} \times \text{【直近係数】} } \}$$

<地方公共団体の受注実績>

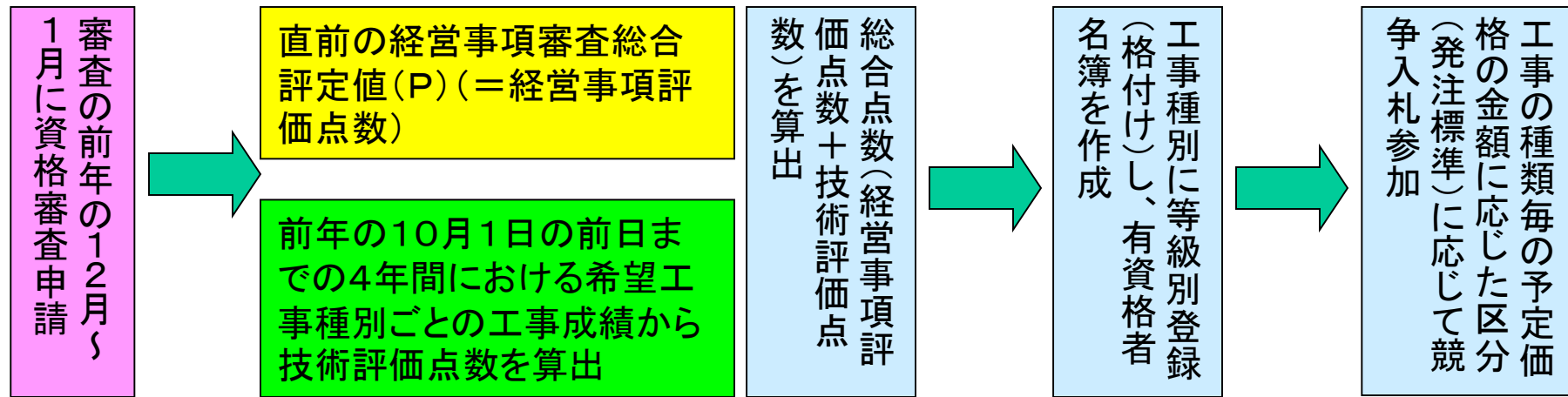
$$+ 0.5 \times \sum \{ (\text{【成績評定】} - \text{成績評定平均点}) \times \sqrt{ \text{【工事規模】} \times \text{【調整係数】} \times \text{【直近係数】} } \}$$

発注標準(一般土木)

	Aランク
7.2億円	Bランク
WTO(6.8億円)	Cランク
3.0億円	Dランク
0.6億円	

α、βは、経営事項評価点数の平均と技術評価点数の平均が等しくなるように設定

2年に1回定期の一般競争資格審査を実施



【国土交通省直轄工事における例】

平成29・30年度工事種別等級(関東地整・一般土木工事)

工事種別	等級	総合点数
一般土木工事	A	3,000点以上
	B	2,670点～2,999点
	C	1,600点～2,669点
	D	1,600点未満

【国土交通省直轄工事における例】

平成29・30年度発注標準関係(全地整・一般土木工事)

工事種別	等級	契約予定金額
一般土木工事	A	7億2千万以上
	B	3億以上 7億2千万未満
	C	6千万以上 3億未満
	D	6千万未満

「経営事項評価点数」:「技術評価点数」=5:5

WTO対象工事は経営事項評価点数1200点以上が要件

なお、地方公共団体等では、経営事項評価点数のみを利用している発注者の他、技術評価点数のウェートを低く設定する発注者が多い。

工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。

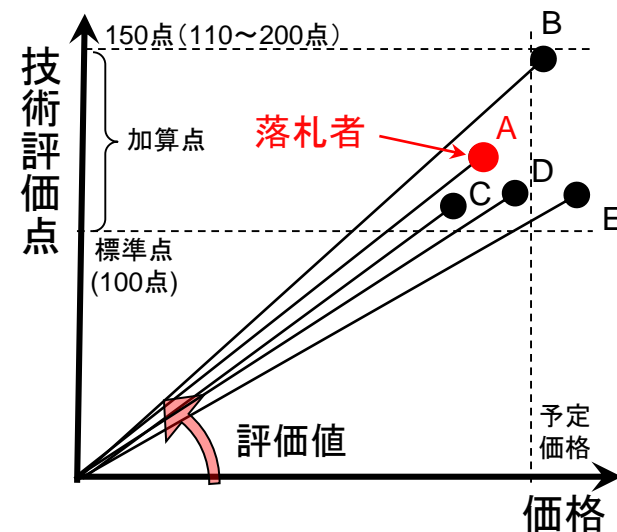
(除算方式の場合)

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

右図のように、「傾き」を示す。

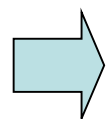
技術評価点

提案内容により、標準点に加算点を付与。技術提案が適切でない場合は、標準点を与えない。

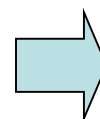


【総合評価落札方式の手続きの流れ】

予め、入札公告等において、技術提案を求める内容、技術提案の評価の方法を公表



技術提案の提出



提出された技術提案を公表された評価方法に従って審査し、技術提案毎に技術点を決定

【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事实績、工事成績 など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

← 施工能力を評価する →

← 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する →

	施工能力評価型		技術提案評価型				
	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合	
提案内容	求めない (実績のみで評価)	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案		
評価方法	可・不可の二段階で審査		点数化				
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施 (施工計画の代替とすることも可)	GPA対象工事は必須、それ以外は必要に応じて実施	必須			
予定価格	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成			
	II型	I型	S型	AIII型	AII型	AI型	